

5. 町並み協定の締結と城下町づくりモデル街区認定

●町並み協定

良好な町並みづくりのために、通りや街区単位で町並みづくりに関する情報の共有を進め、「町並み協定」に対する意向を踏まえて、所有者等の合意により住民同士で協定を締結します。町並み協定の締結に向けた取組みについては、熊本市がお手伝いいたします。「町並み協定」は、地域の皆さんが自主的に結ぶ協定です。法律による規制や罰則があるものではありません。

町並み協定には代表者を定めるとともに、以下の事項を定めることを推奨しています。

- 1) 協定の目的及び協定の対象となる区域。
- 2) 建造物の形態意匠及び色彩の調和に関する基準。
- 3) 協定の運営方法。
- 4) 協定の有効期限。
- 5) その他町並み形成に関すること。



●城下町づくりモデル街区の認定

「町並み協定」が締結された通りや街区が「城下町づくりモデル街区」に認定されると、町屋などの伝統的様式建造物の保存・修景のみならず、一般建造物の修景についても熊本市の城下町の風情を感じられる町並みづくり助成制度が活用できます。（ただし、モデル街区内で町並み協定の参加者に限られます。）

●城下町の風情を感じられる○○地区町並み協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、歴史と文化が蓄積された新町・古町らしい景観形成を推進するため、建物や敷地の修景及びこれと関連する事項について関係者間で取り決め、新町・古町の城下町の風情を感じられる町並み環境の形成と維持向上を図るとともに、今も残る貴重な町屋などの伝統的様式建造物の修景に取り組み、世代を超えてみんながいつまでも住み続けたいという夢と誇りを持ち続けることが出来るまちにすることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定は、城下町の風情を感じられる○○地区町並み協定（以下、「協定」という。）と称する。

（協定の締結）

第3条 この協定は、原則として地区内の建造物の所有者及び使用者並びに土地の所有者（以下、「所有者等」という。）の合意により締結するものとする（以下、協定を締結した者を「協定締結者」という。）。

（協定区域）

第4条 この協定の区域は、別図に示すとおりとする。

（町並みづくりの目標）

第5条 前条に定める区域内における町並みづくりの基準については、次の各号に掲げる項目とし、別表に定めるとおりとする。

- (1) 建物の高さに関する事。
- (2) 建物の形態に関する事。
- (3) 工作物等に関する事。
- (4) 色彩に関する事。
- (5) その他、町並みづくりに必要な事項に関する事。

（建物等の維持管理に関する事項）

第6条 協定締結者は、協定に沿って整備された建

物等にあつては、前条で規定する整備内容が保持されるよう維持管理に努めることとし、それ以外の建物等にあつては同程度の整備内容を目標として維持修繕に努めることとする。また、敷地のうち植樹植栽については、良好な状態が保たれるよう適正な管理に努め、空地や屋外駐車場については、緑化や修景に努める。

（協定運営委員会）

第7条 協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、協定締結者の互選により選出された委員若干名をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、これを妨げない。

（役員）

第8条 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名

副委員長 1名

2 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は、委員会を代表し、協定運営の事務を統括する。

3 副委員長は、委員の中から委員長が委嘱する。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代理する。

（協定の有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結された日から10年間とし、更新することができる。

（その他）

第10条 この協定に定めるもののほか、委員会の運営、組織、役員等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この協定は、平成 年 月 日から施行する。